

1. 学校評価の実施計画

●学校評価の必要性

「鳥取県看護師等養成所の運営に関する指導要領」の 第9 管理及び維持経営に関する事項 において『養成所は、教育活動その他の養成所の運営状況について、自ら評価を行い、その結果を公表すること』と明記されています。

●実施計画

当校における学校自己評価は、平成26年度から開始しています。

学校運営や教育活動等の状況について、自己点検・自己評価を行い、改善事項などの検討を行います。

◆「学生・教員評価」

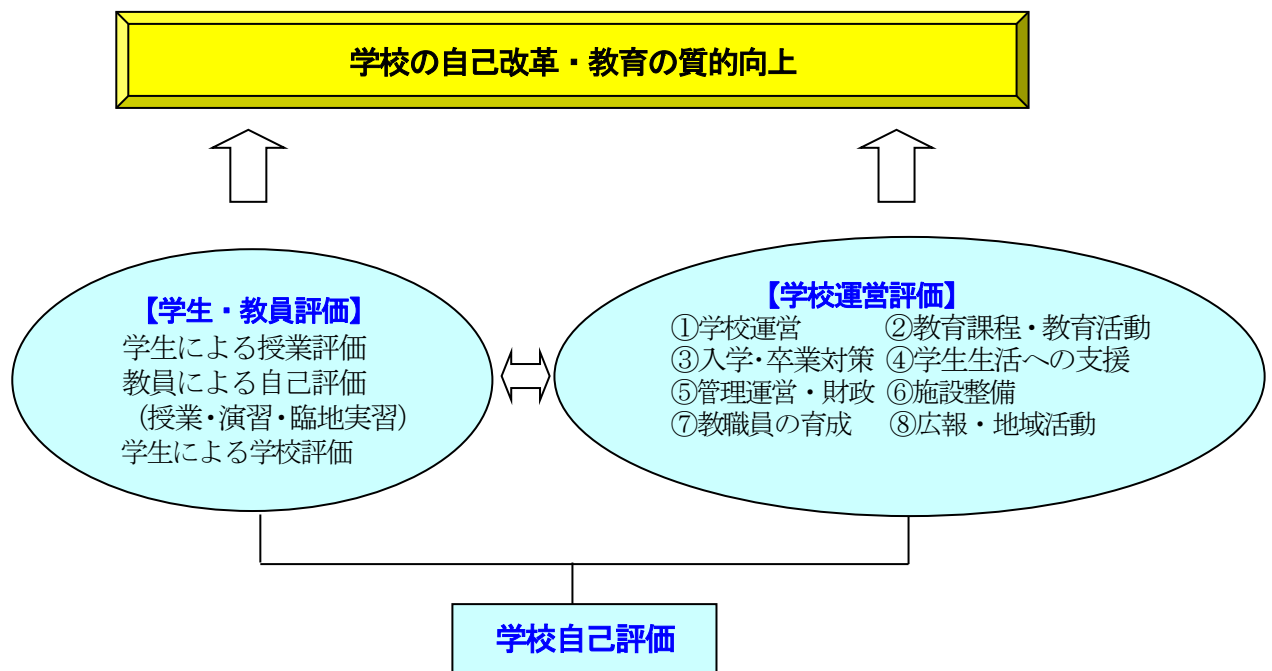
授業評価(授業・演習・臨地実習)は、学内統一様式で行い、学生からのアンケート結果と教員の自己評価を基に、授業の進め方、教材の改善策等を検討し、教育の質的向上に活かす。

また、学校生活や学習支援等についての学生アンケートを行い、学生支援体制の向上に努めます。

◆「学校運営評価」

学校運営評価は、学校運営、教育課程・教育活動、入学・卒業対策、学生生活への支援、管理運営・財政等の項目を設定し、教職員等が評価を行い、学校関係者評価委員会において検討し、学校運営の改善・改革を目指します。

当校における学校評価の枠組み



◆「学校関係者評価委員会」

当校における学校自己評価を適切に実施し、改善計画の企画・立案に関することを審議するために、外部より学校評価委員を委嘱し、県の附属機関として学校関係者評価委員会を設置します。

●結果の公表

学生・教員評価及び学校運営評価の実施結果を当校ホームページで公表します。